

事業継続給付金（飲食事業者及び飲食関連事業者等緊急支援金）

令和4年1月6日以降、市内において、これまでに例のない規模で新型コロナウイルス感染者が発生していることにより、予約キャンセルや人足が遠のく等、短期間で大きな影響を受ける飲食事業者とその関連事業者等を支援するため、給付金を支給します。

対象者	市内に主たる営業所（本社・本店）を有する中小企業・小規模事業者、個人事業主で、支援金を受給した後も事業継続の意思がある者	
交付基準	基準①	令和4年1月6日現在、飲食店営業の許可を受け、糸魚川市内で実店舗を構えて、現に営業している事業者（酒類の提供の有無は問わない） ※以下の店舗を除く。 ・飲食スペースを持たない店舗 ・スーパーマーケット、コンビニエンスストア等のイートインスペース ・特定の利用者のみ利用に供する施設
	基準②	令和3年9月に実施された「新潟県事業継続支援金（飲食関連事業者等）[時短要請枠]」の支給を受けた事業者
	基準③	基準②の支給を受けていない場合で、基準②の交付基準に達することが認められる者（令和3年7月から9月までのいずれか1か月において、前年（又は前々年）同月比で20%以上減少していること等）
	基準④	令和2年度、令和3年度に実施された「一時支援金」または「月次支援金」の支給を受けた事業者
交付額	上記交付基準①～④のいずれかに該当する1事業者当たり20万円 宿泊事業者緊急支援金との重複は不可	
申請期間	令和4年1月28日から令和4年3月18日まで	
給付回数	1事業者あたり1回まで	
申請方法	新型コロナウイルス感染症予防の観点から、窓口での申請手続による「密集」「密接」を防ぐため、申請書類は郵送、メール又は申請フォームから申請すること。 【郵送の場合】〒941-8501 糸魚川市一の宮1-2-5 糸魚川市役所 商工観光課行 【メールの場合】kigyo@city.itoigawa.lg.jp ※メールで提出する場合は、タイトルを「緊急支援金申請」としてください。 【申請フォームの場合】 https://logoform.jp/f/YzWBi から申請	
支払方法	申請書類の審査後、10日程度で口座振込予定	
問合せ先	糸魚川市産業部商工観光課企業支援室 電話：025-552-1511（代表） 電子メール：kigyo@city.itoigawa.lg.jp	
その他	長期化する新型コロナウイルスの影響を受ける市内事業者に対し、業種を問わず支援する制度について、令和4年度の実施に向けて検討中。	